

保護猫一時預かりボランティア支援及び譲渡推進事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、市が保護した猫の一時預かりを行う市民ボランティアの活動を支援し、譲渡を推進する事業（「保護猫一時預かりボランティア支援及び譲渡推進事業」。以下「支援事業」という。）を実施するため、事業の実施方法について必要な事項を定める。

(概要)

第2 自宅で市が保護した猫の飼養管理を行う市民ボランティアを、盛岡市保健所とNPO法人もりねこ（以下「もりねこ」という。）が募集し、猫の譲渡が決まるまでその市民ボランティアの活動を支援するとともに、市民への啓発を通して保護猫の譲渡推進を図るもの。事業に必要な経費について、市は保護猫一時預かりボランティア支援事業補助金交付要領（以下「補助金交付要領」という。）に基づき、もりねこに対し補助金を交付する。また、市が一定期間新しい飼い主を募集したにもかかわらず、飼い主が見つからなかった猫については、もりねこ等動物愛護団体に譲り渡し、新しい飼い主に繋げる。

(定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護猫 市が動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）第35条第1項若しくは第3項又は第36条第2項の規定により保護した猫で、その状態から譲渡が可能と判断される猫をいう。
- (2) 市民ボランティア 保護猫を自宅において飼育する環境及び能力があること等要件を満たすと市長が認めた者をいう。
- (3) もりねこ この要領に定めるところにより市と協働で市民ボランティアの活動を支援する動物愛護団体である「NPO法人もりねこ」を指す。

(事業の実施方法)

第4 事業の実施の流れは、次のとおりとする。

- (1) 市及びもりねこが市民ボランティアを募集し、要件を満たす者を登録する。申込みに要する提出書類は様式1及び様式2とする。
- (2) 市が保護猫を市民ボランティアに預ける。
- (3) 保護猫の預かりに必要な消耗品及び備品をもりねこが購入等し、ボランティアに支給又は貸出しを行う。
- (4) 預かり中に保護猫が体調を崩した場合は、市民ボランティアが市又は本事業の協力動物病院を受診する。
- (5) 市は新しい飼い主を募集し、保護猫を譲渡する。
- (6) 譲渡が決まらなかった場合は、もりねこ等動物愛護団体に譲り渡す。

(役割分担)

第5 市、もりねこ及び市民ボランティアの役割は、次のとおりとする。

(1) 市の役割

- ア もりねことともに、市民ボランティアを募集すること。
- イ 市民ボランティアの登録希望者から申請を受け付け、要件を満たすかどうかを審査し、適正と認める場合は市民ボランティアとして登録すること。
- ウ 保護猫の飼い主を募集し、譲渡すること。
- エ もりねことともに、必要に応じて譲渡会を開催すること。
- オ 市民ボランティア、事業の協力動物病院及びもりねこの連絡調整を行うこと。
- カ もりねこに対し、補助金交付要領に基づき補助金を交付すること。

(2) もりねこの役割

- ア 市とともに市民ボランティアを広く募集すること。
- イ 市民ボランティアが預かった猫が動物病院を受診した際の医療費を負担すること。
- ウ 必要なケージ、キャリーケース、フード等の消耗品を市民ボランティアに支給又は貸出すること。
- エ 保健所で飼い主が見つからなかった保護猫を譲り受け、譲渡活動を行うこと。
- オ 保健所の閉庁時等に市民ボランティアからの相談に対応すること。
- カ イベントや譲渡会等を開催し、猫の適正飼養の普及啓発を行うこと。
- キ 本事業について広く周知を行うこと。

(3) 市民ボランティアの役割

- ア 市から依頼を受け、保護猫を自宅で預かること。
- イ 保護猫の預かり期間中は、猫の体調管理、人馴れトレーニングなどを行い、保護猫を譲渡しやすい状態にするよう努めること。
- ウ 飼い主を募集するための猫の写真を撮影するとともに、PR文を作成すること。
- エ 預かり期間中に猫が体調を崩した場合は、市又はもりねこに相談した上で、必要に応じて保健所又は動物病院を受診すること。

(市民ボランティアの要件)

第6 登録する市民ボランティアの要件は次のとおりとする。

- (1) 適切に猫を預かることができる環境、能力を有すること。
- (2) 預かり猫の情報について、保健所及びもりねこ適切に共有すること。
- (3) 必要時に市及びもりねこの連絡が円滑にとれること。

(実施期日)

第7 この要領は、令和2年7月28日から実施する。